

若宮大通公園・庄内緑地（若宮スケートパークはじめ3施設） ネーミングライツ・パートナー募集要項

名古屋市では、公園のにぎわいの創出や持続可能な維持管理を行うとともに、企業等の地域貢献の場としてご活用いただくため、「公園施設ネーミングライツ・パートナー事業」を実施しています。

今回募集を行うスケートパーク及びバスケットボールパークは、近年のアーバンスポーツの盛り上がりや市民ニーズの高まりを受けて設置した施設です。施設の魅力アップや利便性及びサービスの向上等に資するためこれらの公園施設にネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」といいます。）を募集します。

パートナーとなった企業・団体等は、対象となる公園施設に、企業名や商品名を入れた愛称を表示することができます。

1 対象施設

以下に記載の市が所有する公園施設とし、募集は公園施設ごとに行います。なお、複数の施設に応募することもできます。

今回募集する公園施設一覧

区	公園名	施設名	所在地
中	若宮大通公園	若宮スケートパーク (令和8年春供用開始予定)	中区大須3丁目地内
中	若宮大通公園	若宮バスケットボールパーク	中区大須3丁目地内
西	庄内緑地	庄内緑地スケートパーク	西区山田町地内

※詳細情報は、各施設の「ネーミングライツ詳細条件」をご覧ください。

2 募集概要

(1) 募集期間

令和7年9月2日（火）から令和7年10月31日（金）まで

(2) ネーミングライツ料

提案金額はいずれも年額で千円単位とし、消費税及び地方消費税は全て別とします。

施設名	提案金額
若宮スケートパーク	500万円以上
若宮バスケットボールパーク	100万円以上
庄内緑地スケートパーク	100万円以上

※ 応募者の提案金額をもとに契約します。

※ ネーミングライツ料には、2（7）に記載するパートナーが負担する費用は含みません。

※ 若宮スケートパークの令和8年度分のネーミングライツ料は、提案金額の愛称の使用開

始から令和 9 年 3 月 31 日までの日数分に相当する額（1 円未満端数切捨て）（消費税及び地方消費税は全て別）とします。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※本件の契約の相手方となったパートナーは、次回（令和 13 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までを予定）の契約に関して優先的に交渉することができます。

(4) 愛称の使用及び表示期間

施設名	愛称の使用及び表示期間
若宮スケートパーク	施設の全面供用開始日から令和 13 年 3 月 31 日まで
若宮バスケットボールパーク	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
庄内緑地スケートパーク	

（愛称表示の消去に係る期間を含みます。）

(5) 愛称の命名条件

愛称は、施設の性格に沿ったふさわしいものとしてください。愛称の命名に係る条件は、次のとおりです。

ア 愛称としてつけることができるのは、パートナーの企業名（店舗名、業種名、企業ロゴも可）や商品名などです。

イ 各施設のネーミングライツ詳細条件に記載された、必須とする表示を含めた提案をしてください。

ウ 緑政土木局広告掲載要綱第 3 条のいずれかに該当する愛称を付すことはできません。

エ 提案された愛称は、パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において決定します。

オ 契約期間内の愛称変更は原則としてできません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由があると市が判断した場合には、この限りではありません。

(6) 愛称の表示条件

パートナーは、愛称を施設に表示することができます。表示できる場所は、「(10) 詳細条件」をご確認ください。愛称の表示に係る条件は、次のとおりです。

ア 表示場所、サイズ、デザイン等は、名古屋市との協議により決定します。法規制及び施設構造等により、表示可能な面積及び位置等が限られる場合があります。また、必要に応じて各種申請等の手続きを行っていただく場合があります。

イ 企業ロゴを表示する場合の大きさは、施設名称・愛称の文字による表示部分の一文字あたりの平均面積の 2 倍程度までとします。

ウ 施設名称・愛称の文字による表示部分は、できるだけ企業名等に該当する部分以外の部分についても企業名等と同じあるいは類似した事態・色彩に努めてください。

エ 企業ロゴだけが独立した表示と見えないよう、施設名称・愛称の文字による表示部分と

一体的な表示となるよう努めてください。

オ 新たに表示する看板は、都市公園法第5条第1項に規定されている公園施設の設置の許可が必要になります。この場合、設置許可使用料は免除とします。

カ 本施設で行われる行事内容によっては、行事主催者が当該行事期間中、愛称を使用しないこと又は愛称の表示を制限することがあります。

キ パートナーは、愛称及び該当施設の写真や動画を広報等のために使用することができません。

(7) 費用負担

看板や広告物の制作を始めとする愛称表示等に係る費用負担は、次のとおりとします。

なお、パートナーの費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区 分	パートナー	市
敷地内外の看板等の制作・表示変更・設置	○	
看板等の修繕または更新、点検等維持管理費用	○	
契約期間終了に伴う原状回復	○	
リーフレット等既存の印刷物の表示変更（必要に応じて）	○	
契約締結後に市が作成する印刷物及び市ホームページの表示変更		○
庄内緑地指定管理者が管理運営する当該公園ホームページの表示変更	○	

(8) 施設の魅力向上策の提案

施設利用者へのマナー啓発や競技の普及啓発に係る活動やイベント、清掃活動など、施設の魅力向上策があれば提案してください。

(9) スケジュール

- ・募集要項配布 令和7年9月2日（火）から令和7年10月31日（金）まで
- ・募集に関する質問受付 令和7年9月2日（火）から令和7年10月3日（金）まで
- ・質問に対する回答 令和7年10月17日（金）まで
- ・応募受付 令和7年10月20日（月）から令和7年10月31日（金）まで
- ・市民等からの意見募集 令和7年12月上旬から令和8年1月上旬（予定）
- ・外部有識者等からの意見聴取 令和8年1月中旬（予定）
- ・候補者決定及び選定結果通知・公表 令和8年2月中旬（予定）
- ・契約締結 令和8年2月下旬（予定）

(10) 詳細条件

各施設の詳細条件は、若宮スケートパーク、若宮バスケットボールパーク、庄内緑地スケートパークに係るそれぞれの「ネーミングライツ詳細条件」を参照してください。

3 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）が応募できます。ただし、以下の法人等は応募できません。

- ア 政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人等
- イ 緑政土木局広告掲載要綱第4条のいずれかに該当する法人等
- ウ 契約締結までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者
また、応募いただいた法人等については、当該法人等の役員等全員について、愛知県警察本部へ、氏名、生年月日、性別、住所、役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

4 選定方法等

(1) 選定の流れ

- ア 応募受付
- イ 審査（パートナー候補者（愛称案）の決定）
- ウ 市民等からの意見募集
- エ 外部有識者等からの意見聴取
- オ パートナー（愛称）の決定
- カ 契約

(2) 審査

選定委員会において、「若宮大通公園・庄内緑地（若宮スケートパークはじめ3施設）ネーミングライツ・パートナー候補者審査基準」に基づき、対象施設ごとに次の審査項目により総合的に判断し、各対象施設のパートナー候補者及び次点候補者の選定をします。

区 分	審査項目		配 点
①	ネーミングライツ料提案金額		50
②	愛称		20
③	応募者の状況	経営の健全性	10
		社会貢献の実績	10
④	施設の魅力向上策		10

(3) 次点候補者との交渉

パートナー候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合は、原則として、市は、次点候補者と交渉を行い協議が成立した場合は、当該次点候補者をパートナー候補者とするものとします。

(4) 市民等からの意見募集、外部有識者等からの意見聴取

パートナー候補者の決定後、提案内容について名古屋市公式ウェブサイトを利用し、市民等からの意見募集を行います。また、公平性、透明性及び客観性を担保するため、外部有識者等から意見聴取します。

(5) パートナーの決定

市民等から募集された意見及び外部有識者等からの意見を踏まえ、パートナーを決定します。なお、意見を踏まえ、検討した結果、応募者すべてがパートナーとして不適格と判断される場合もあります。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、決定したパートナーについては市の公式ウェブサイトにおいて公表します。

5 応募方法等

(1) 応募方法

以下のアに記載する提出書類をウの提出先に直接、郵送またはメールによりご提出ください。

なお、応募申込書は、1者につき1施設に対して1部しか提出できません。

ア 提出書類

次の書類①～③に必要な事項を記入のうえ、書類④を添付して提出してください。

- ① 若宮大通公園・庄内緑地（若宮スケートパークはじめ3施設）ネーミングライツ・パートナー応募申込書（様式1）
- ② 法人等の概要（様式2）
- ③ 法人役員等に関する調書（様式3）
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

原本または写しをご提出ください。メールでのご提出の場合は、原本をスキャンした電子データも可とします。

※様式3については、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

イ 提出期限

令和7年10月31日（金） 午後5時（必着）まで
（直接提出する場合は、土日祝を除く。）

ウ 提出先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課（西庁舎5階）

(〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号)
電子メール：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

(2) 質問の受付及び回答

募集に関する質問及びその回答は次のとおりとします。

ア 質問の受付

(ア) 受付期間

令和7年9月2日(火)から令和7年10月3日(金)まで

(イ) 提出方法

「質問票(様式4)」を電子メールで提出してください。

(ウ) 提出先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

電子メール：a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

イ 回答方法

令和7年10月17日(金)までに、質問者に対して明らかに不利益を与える場合を除き、名古屋市公式ウェブサイトにて公開(質問者名は非公開)するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。

なお、条件の補足等を記載することもあるので、質問及び回答については、応募申込書等の提出前に必ず確認してください。

(3) 留意点

- ア 複数施設に応募することができますが、応募申込書は1つの施設に対し1部提出していただきます。応募は、1者につき1施設に対して1案のみとします。
- イ 提出後は応募申込書及び添付書類の変更は認めません。
- ウ 提出された応募申込書及び添付書類は返却しません。
- エ 応募書類の提出後、本市から追加書類の提出を求めることがあります。
- オ 応募にあたり必要な経費は、全額、応募者の負担とします。
- カ 応募申込書及び添付書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づき公開することがあります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2489

E-Mail a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に関する質問については、5(2)アによります。